

ご理解とご協力をお願い

仮置場ではルールを守りましょう

仮置場ではルールに従ってごみを置いてください。火災の発生等の危険があります。



出典：環境省
災害廃棄物対策指針

災害ごみは仮置場へ

仮置場等指定された場所以外に災害ごみを出さないでください。また、災害と関係のないごみを災害ごみとして出さないでください。



出典：環境省
災害廃棄物対策
フォトチャンネル

燃えるごみ・資源ごみ等の収集

発災直後は通常通りのごみ収集が行えない場合があります。被災状況によっては資源ごみなどをしばらくご自宅で保管していただきます。



発災後の広報をご確認ください

ごみ出しに関する情報は、市のホームページ、回覧板等でお知らせします。正しい情報を確認しごみを出してください。



地域で協力しましょう

災害ごみの片付けには労力がかかります。無理をせず、身内や近隣の方にご相談ください。



平時からの対策

平時から家具・家電製品の転倒防止、大切なものの浸水防止により、災害時のごみを減らしましょう。



お問い合わせ

甲賀市市民環境部生活環境課

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
電話：0748-69-2145 FAX：0748-63-4582

環境省 近畿地方環境事務所

災害時の ごみの出し方 パンフレット

保存版



平成25年台風18号による被害状況



近年、国内では毎年のように地震や水害などが発生しています。

災害の後には大量のごみが出てくる場合があります。

甲賀市においても、平成25年台風18号で河川が氾濫するなどして、

床上浸水をはじめとする大きな被害により

大量の災害ごみが発生しました。

このマニュアルでは、今後また大きな災害が起こってしまった場合に備えて、

災害ごみをスムーズに片付け、日常生活に戻るために、

市民の皆様にご存知をお願いしたいことをまとめました。



災害時のごみの出し方

ごみの出し方は被災状況によって異なります。
発災後に市のホームページ等でご確認のうえ出してください。

災害ごみ

災害により壊れた
家電製品



災害により壊れた
家具



災害により使えなくなった
布団、畳、カーペットなど



災害により割れた
ガラス、陶器類



仮置場



災害ごみが大量に発生すると、市が仮置場を設置する場合があります。分別して、指定された場所に出してください。

生活ごみ

燃えるごみ



埋立ごみ



資源ごみ



普段利用されている ごみ集積所



災害の直後は収集できない場合があります。災害時は埋立ごみ、資源ごみの収集をしばらく中止し、ご自宅での保管をお願いする場合があります。

仮置場をお願いしたいこと

仮置場は、がれき類や災害ごみの受入れのために市が設置します。場内ルールを守り、災害ごみを種類毎に、指定された場所に置いてください。



※ごみの分別区分はイメージです。また、「仮置場」に搬入していただく場合と「災害ごみ集積所(住民用仮置場)」に搬入していただく場合がありますので、発災後に市のホームページ等でご確認ください。※元々ご家庭にあった不要物などで被災していないものや、生活ごみを持ち込むことはできません。

ごみ集積所や道路脇などに災害ごみを出さないでください！
緊急車両の通行が妨げられてしまいます。

